

議案第 47 号

寒川町町税条例の一部改正について

寒川町町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 26 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第 1 条 寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 27 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 11 項第 3 号から第 5 号までの規定中「第 15 条第 30 項」を「第 15 条第 27 項」に改め、同項第 6 号中「第 15 条第 38 項」を「第 15 条第 34 項」に改め、同項第 7 号中「第 15 条第 39 項」を「第 15 条第 35 項」に改め、同項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

附則第 12 項中「第 15 項」の次に「から第 18 項まで」を加える。

附則第 14 項の見出し中「令和 2 年度分及び」を削り、同項中「、当該軽自動車」が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同項第 2 号中「軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において)」を「ガソリン軽自動車(法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下」に改め、同項第 3 号中「軽自動車」を「ガソリン軽自動車」に改める。

附則中第 25 項を第 28 項とし、第 16 項から第 24 項までを 3 項ずつ繰り下げ、第 15 項の次に次の 3 項を加える。

16 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用の

乗用のものを除く。)に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた
場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令
和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 14 項第 1 号の表の左欄に掲げる同
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす
る。

17 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(営業
用の乗用のものに限る。)に対する第 29 条の規定の適用については、当該ガソリ
ン軽自動車
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号
指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン
軽自動車
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指
定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 14 項第 2 号
の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右
欄に掲げる字句とする。

18 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項
の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第 29
条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
令和 3 年 4 月 1 日から令和
4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽
自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5
年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自
動車税の種別割に限り、第 14 項第 3 号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第 11 項中第 9 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中寒川町町税条例第 9 条の改正規定は令和 6 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)の施行の日(平成 30 年 5 月 23 日)から令和 3 年 3 月 31 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号。以下「改正法」という。)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第 41 項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に改正法第 2 条の規定による改正前の地方税法附則第 64 条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

6 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、改正法の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(第1条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(個人の均等割の非課税)</p> <p>第9条 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 _____ の</p> <hr/> <p>数に1を加えた数を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(個人の均等割の非課税)</p> <p>第9条 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の</p> <hr/> <p>数に1を加えた数を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第27条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項 _____ において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項 _____ において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第27条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法附則第15条第30項第1号イからニまでに規定する設備について同号</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法附則第15条第27項第1号イからニまでに規定する設備について同号</p>

に規定する条例で定める割合 3分の2

(4) 法附則第15条第30項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3

(5) 法附則第15条第30項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1

(6) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の1

(7) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 3分の2

(8) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合 零

(9)・(10) (略)

(種別割の税率の特例)

12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第14項及び第15項 _____ において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

13 (略)

(令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた

に規定する条例で定める割合 3分の2

(4) 法附則第15条第27項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3

(5) 法附則第15条第27項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1

(6) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の1

(7) 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合 3分の2

(削る)

(8)・(9) (略)

(種別割の税率の特例)

12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第14項及び第15項から第18項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

13 (略)

(_____ 令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については _____

_____,当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた

場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) (略)

(2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において 同 じ。)

(略)

(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車 (前号の規定の適用を受けるものを除く。)

(略)

(3) (略)

(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

15 (略)

(加える)

(加える)

場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) (略)

(2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上のガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下同 じ。)

(略)

(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上のガソリン軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)

(略)

(3) (略)

(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

15 (略)

16 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第14項第1号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

17 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリ

<p style="text-align: center;">(加える)</p>	<p><u>ン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第14項第2号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>
<p>16～25 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>18 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第14項第3号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>19～28 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第2条関係) 寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
附 則	附 則
1～10 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	1～10 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)～(8) (略)	11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)～(8) (略)

(9) <u>法附則第64条の条例で定める割合</u> 12～28 (略) ～略～	(削る) 12～28 (略) ～略～
---	--------------------------

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中寒川町町税条例第9条の改正規定は令和6年1月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(町民税に関する経過措置)</p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>3 <u>別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日(平成30年5月23日)から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下こ</u></p>

の項において「機械装置等」という。)(
中小事業者等が、同条第41項に規定する
リース取引(以下この項において「リー
ス取引」という。)に係る契約により機
械装置等を引き渡して使用させる事業
を行う者が適用期間内に取得をした同
条第41項に規定する先端設備等に該当
する機械装置等を、適用期間内にリース
取引により引渡しを受けた場合におけ
る当該機械装置等を含む。)に対して課
する固定資産税については、なお従前の
例による。

- 5 令和3年4月1日から令和5年3月31日ま
での期間(以下この項において「適用期
間」という。)内に改正法第2条の規定に
よる改正前の地方税法附則第64条に規
定する中小事業者等(以下この項におい
て「中小事業者等」という。)が取得(同
条に規定する取得をいう。以下この項
において同じ。)をした同条に規定する
特例対象資産(以下この項において「特
例対象資産」という。)(中小事業者等が
、同条に規定するリース取引(以下この
項において「リース取引」という。)に
係る契約により特例対象資産を引き渡
して使用させる事業を行う者が適用期
間内に取得をした同条に規定する先端
設備等に該当する特例対象資産を、適用
期間内にリース取引により引渡しを受
けた場合における当該特例対象資産を
含む。)に対して課する固定資産税につ
いては、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中軽自動車税の環境性能
割に関する部分は、改正法の施行の日(以
下「施行日」という。)以後に取得され
た3輪以上の軽自動車に対して課すべ
き軽自動車税の環境性能割について適
用し、施行日前に取得された3輪以上の
軽自動車に対して課する軽自動車税の
環境性能割については、なお従前の例に
よる。

7 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。